様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

上下水道台帳等の閲覧等申請書

養老町長　　様

住　所

氏　名

電　話

　上下水道台帳等の写しの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者区分 | □ 所有者、使用者、その代理人  □ 指定給水装置工事事業者、排水設備指定工事店  □ 不動産業者  □ 埋設物工事事業者、建設業者  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 交付区分 | * 窓口　　□ 郵送　　□ 電子メール |
| 種　　類 | □ 水道配管図  □ 公共下水道台帳施設平面図（中部処理区）  □ 農業集落排水施設平面図（上多度処理区）  □ コミュニティ・プラント施設平面図（大場平東）  □ 給水原簿  □ 排水原簿  □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請場所 | 養老町　　　　　　　　番地 |
| 申請理由 |  |
| 同意確認 | * 裏面の利用条件に同意します。 |

　※申請場所が複数ある場合は、すべての住所地番を記入してください。

（裏面）

利用条件

１．水道配管図については、現地で詳細な測量に基づき作成したものではなく、水道管の概ねの位置を表示しているものです。

２．道路工事等により現地の状況が変わった場合においては、図面と現地が整合しない場合があります。

３．この申請で得られた情報を、埋設状況の確認以外の目的で利用することは固くお断りします。

４．申請受付後、３営業日以内の図面提供を原則としますが、不測の事態により遅延する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

５．申請内容に疑義がある場合には、必要に応じて連絡させていただく場合があります。連絡が取れない場合は、申請が取り消しになることもあります。

６．給水原簿及び排水原簿については、所有者若しくは使用者（代理人の場合は委任状の添付をお願いします）以外への提供は行いません。また、申請時に本人確認をさせていただきます。

７．年代等により、給水原簿及び排水原簿の提出が無く、提供できない場合があります。

８．提供した図面の利用により発生した損害等について、養老町は一切の責任を負いません。

その他

1. 受付時間は、平日８時３０分から１７時１５分までです。
2. 土日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）の受付は行っていません。
3. 電話による申し込みは受付できません。
4. メールでの受付も行います（給水原簿、排水原簿を除く）。